

一般処名方加算に係る掲示

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがあります。ご理解、ご協力ををお願いいたします。

一般名処方について、ご不明な点等がございましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは…

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬を提供できやすくなります。

※令和6年10月より導入された長期収載品の選定療養とは…

医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さまが後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を選択された場合に、後発品との差額の4分の1を患者さまが負担する仕組み(選定療養)が導入されました。